

## 抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書

都市農業は、消費者に新鮮で安全な農産物を供給するとともに、緑地としての環境保全、市民との交流を通じたコミュニティの形成、災害時の緊急避難場所等、多面的な機能を担ってきた。

近年、まちづくりを進めていく上でも、都市農業の果たしている役割が、再評価、新評価されるようになり、本市においても、「身近な農地・農業をできるだけ残してほしい」との、地域住民の要望が大変強く意識されてきた。

「地域の資源」としての価値ある農地・農業を、後世の時代にも確実に残していくことが、まちづくりの重要な課題であると認識している。

国政においては、平成11年に成立した「食料・農業・農村基本法」で、都市農業の振興が国の責務であると初めて明記され、昨年3月の「食料・農業・農村基本計画」の見直しに際しては、都市農業振興への一定の配慮が示され、10月には、農林水産省内に「都市農業・地域交流室」が新設された。

しかしながら、生産緑地法や都市計画法、相続税納税猶予制度などの、都市農業関連の現行法制や税制の根幹部分は、旧来の「宅地化優先」の価値観を色濃く残したままであり、国の改革への取り組みは、なお、不十分であると言わざるを得ない。

こうした現状の下で、全国的には農地・農家の減少傾向が認められる中、今後の都市農業関連税制の見直しに当たっては、市街化区域内に農地を持つ農家が、希望を持って持続的に農業を営むことのできる仕組みに再構築し、「持続可能な都市農業」を実現する本格的な対策を急がなければならないと考える。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、都市農業者が安心して営農に取り組めるよう、下記に掲げる抜本的な都市農地保全・農業振興に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 大都市圏における農地保全・農業振興のための新法「都市農業振興特別措置法（仮称）」の制定も視野に入れた、抜本的な都市農業政策を確立すること。
- 2 農業構造改革の一環として、集落営農・法人化が推進されているところであり、相対的に地価の高い都市部、及びその周辺においても、農業法人の設立が円滑に行えるよう制度を整備すること。
- 3 認定農業者制度を都市農業にもマッチするように改革するとともに、中高年サラリーマン等の援農制度等、新たな担い手の参加を促す制度の創設を図ること。
- 4 学校給食と農家の連携など、都市部における「地産地消」を拡充するとともに、農業体験農園・市民農園などの市民参加型農業や、学校・学童農園などを通じた

総合的な「食育」の一層の普及推進を図ること。

- 5 上記の政策課題に対処するため、関係各府省・機関による、時代に即し時代を先取りする「都市農業政策」への横断的な検討機関を設置し、平成18年度中に成案を得ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月29日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄